

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>カ. 個人別預貯金出納簿の記載誤りについて 【和陽園】（報告書 P132）</p> <p>和陽園の養護老人ホームにおいて、預金通帳の記載では平成27年4月27日付で引き出されている預金の額が、個人別預貯金出納簿では平成27年4月20日付で引き出されていると記載されている。そして、平成27年4月20日付で引き出されている項目に関して介護長による検査（検査印の押印）がなされている。</p> <p>ここで、預貯金の残高が正しく記載されていない項目に関して、介護長による検査印が押印されていることは、介護長の確認が形骸化していることが懸念される。</p> <p>要綱第12条2項に規定されているとおり、介護長は適切な検査を実施されたい。例えば、適切な検査を実施するために、記載されている個人別預貯金出納簿の日付や金額に対して、その都度、レ点等を付すことにより、より正確な検査が実施されると考えられる。</p>	<p>平成28年12月から、同月に改正された「施設預り金等管理要綱」に基づき、「入金・出金依頼書」を整備し入金・出金の記録を残すこととし、依頼があるたびに、出納責任者（介護長）が同依頼書の内容をレ点を付して確認し、押印することとした。</p> <p>また、預り金出納職員（生活相談員）が、同依頼書の内容を、依頼があるたびに「個別預金預り金台帳」及び「個別現金預り金台帳」に転記しているが、出納責任者（介護長）は、同要綱に基づき、年3回、同台帳の点検及び確認を行うこととされており、この際、レ点を付して確認することにより、実効性のある点検及び確認を行うこととした。</p>